

(1)基本利用料金

<介護サービス>【日額】

(円)

介護認定	1～2時間	2～3時間	3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
介護1	369	383	486	553	622	715	762
介護2	398	439	565	642	738	850	903
介護3	429	498	643	730	852	981	1,046
介護4	458	555	743	844	987	1,137	1,215
介護5	491	612	842	957	1,120	1,290	1,379
リハビリテーション提供体制加算			12	16	20	24	28
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)			8.6%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)			8.3%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)			6.6%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)			5.3%				
介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)			2.8～7.6%				

事業所が介護職員のキャリアアップの仕組みを作ったり、職場環境の改善を行ったりした場合

(2)その他の加算

(円)

加算	料金	サービス内容
入浴介助加算(Ⅰ)	日額 40	入浴介助を適切に行うことができる人員・設備を有し、入浴中の利用者の観察を含む解除を行う。
入浴介助加算(Ⅱ)	日額 60	医師等が訪問により把握した利用者の浴室環境を踏まえたうえで入浴計画を作成し、個浴、その他の利用者宅の状況に近い環境で入浴介助を行った場合。
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	月額 560	専門職によるリハビリ会議を定期的に開催し、医師の指示を受けたリハビリ職員によって通所リハビリ計画や内容、留意事項等の説明が行われている。また、居宅を訪問して家族あるいは関係する他の事業者による日常生活の助言等を行った場合
	830	事業所の医師が利用者・家族へ説明した場合
	240	6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	480	事業所の医師が利用者・家族へ説明した場合
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	月額 593	リハビリテーションマネジメント加算(イ)に加え、厚生労働省へのデータ提出を行っている場合。
	863	事業所の医師が利用者・家族へ説明した場合
	273	6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	543	事業所の医師が利用者・家族へ説明した場合
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	月額 793	リハビリテーションマネジメント加算(ロ)に加え、必要な職員が共同にて栄養・口腔アセスメントを実施しリハビリ実施に適切・有効な情報を相互に共有する。また、必要に応じて通所リハビリ計画を見直し関係職種間で共有した場合。
	1,063	事業所の医師が利用者・家族へ説明した場合
	473	6月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合
	743	事業所の医師が利用者・家族へ説明した場合
退院時共同指導加算	1回 600	退院時、医師等が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に初回の通所リハビリを実施した場合。
短期集中個別リハビリテーション実施加算	日額 110	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行なった場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	日額 240	認知症の方に対してリハビリ提供した場合〔退院(所)日又は通所開始日から3月以内に実施する場合〕
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	月額 1,920	認知症で、リハビリテーションによって生活機能改善が見込まれる場合〔退院(所)日又は通所開始月から3月以内の期間〕
若年性認知症利用者受入加算	日額 60	若年性認知症入所者に対してリハビリテーションを行った場合
生活行為向上リハビリテーション実施加算	月額 1,250	リハビリテーションマネジメント加算(イ)(ロ)(ハ)いずれかを算定し、生活機能の向上に資するリハビリを行った場合。
		生活行為向上リハビリテーション実施後に通所リハビリテーションを継続利用した場合、1日につき所定単位数の85%で算定(実施終了月の翌月から6月まで)
重度療養管理加算	日額 100	要介護3、4、5の方に、計画的医学的管理の下、通所リハビリテーションを行った場合
栄養アセスメント加算	月額 50	栄養アセスメントを実施し、ご利用者、ご家族へ結果を説明し相談等に必要に応じて対応している場合。栄養状態等の情報を厚生労働省へ提出を行いフィードバックの活用を行っている場合。
栄養改善加算	1回 200	低栄養状態の改善を目的に実施される栄養食事相談等の栄養管理を行った場合(3月内、月2回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回 20	利用開始時及び6か月ごとに口腔の健康状態且つ栄養状態について確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合。(6月に1回まで)
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回 5	栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態又は栄養状態の確認を行い、当該情報を担当の介護支援専門員に提供している場合。(6月に1回まで)
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回 150	口腔機能の向上を目的として個別に指導される口腔清潔、摂食・嚥下機能に関する訓練の指導、実施を行った場合。(3月内、月2回まで)
口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	1回 155	リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定し、口腔機能向上加算Ⅰを満たし厚生労働省へのデータ提出を行っている場合。
口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	1回 160	口腔機能向上加算Ⅰを満たし厚生労働省へのデータ提出を行っている場合。
移行支援加算	日額 12	リハビリを行い日常生活動作が向上し、社会参加を維持できる他のサービス等に移行するなど、質の高いリハビリテーションを提供する事業所の体制が整っている場合。
送迎を行わない場合	片道 -47	利用者に対して、居宅と通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合
中重度者ケア体制加算	日額 20	通所リハビリテーション事業所が中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、通所リハビリテーションを行った場合
科学的介護推進体制加算	月額 40	厚生労働省への心身の状況等に係るデータ提出、および厚生労働省からのフィードバックの活用を行っている場合に算定。
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	日額 22	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が70%以上、または介護職員の総数のうち10年以上の介護福祉士の割合が25%以上である場合。

(3)実費【日額】

(円)

(円)

実費	昼食	587/食
	夕食	577/食
	日用品費	110

その他実費	リハビリパンツ	199/枚
	オムツ(テープ)	166/枚
	バット	56/枚